

## 戸籍への振り仮名記載に関する特設窓口を 4区役所に設置します

令和7年5月26日付で改正戸籍法が施行され、戸籍に振り仮名が記載されるようになりました。施行に伴い岡山市では、仮の振り仮名が記載された通知書を6月25日以降に発送しますが、4区役所に市民向けの特設窓口を7月1日(火)から設置します。

### 1 内容

- ・本籍地の市区町村から発送される通知書記載の振り仮名が誤っている場合は、届出が必要です。振り仮名が正しい場合は、届出不要です。届出がない場合は、令和8年5月26日以降に、通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。
- ・届出先は各区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター窓口ですが、郵送のほかマイナポータルからの届出も可能です。

### 2 通知発送日

- ・本籍地が岡山市の方への通知書は、令和7年6月25日以降、7月末までに発送します。

### 3 特設窓口

・通知発送以降に4区役所の来庁者の増加が見込まれることから、窓口の混雑緩和及び市民の利便性向上を目的とし、戸籍等の振り仮名記載事務を専門で対応する窓口を設置します。

(開設時期)令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

(受付時間)午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日除く)

(業務内容)・振り仮名届出に係る窓口での相談・窓口対応

・マイナポータルでの届出支援 など

#### 【問い合わせ先】

岡山市 区政推進課 佐々木 柳沢 直通086-803-1033 内線3750・3751